

# 石巻市立病院

## 重症心身障害児者等

### 医療型短期入所のご案内



#### 医療型短期入所とは

医療型短期入所とは、  
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）  
に基づき行われている事業です。

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児者（18歳以上の方）を対象に、一定期間病棟でお過ごしいただく制度です。

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合や介護者の休養の場合等に、短期間入所していただき、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

## ご利用いただける方

石巻市による障害福祉サービスに係る医療型短期入所のサービス支給決定を受けられている方

## 費用について

障害福祉サービス受給者証に記載の自己負担額が上限となります。

医療型短期入所中に診療報酬で算定できる項目については、別途、医療保険での請求となります。

## 短期入所の利用申し込みについて

短期入所利用の窓口は、地域医療支援センターとなっております。

電話番号 代表0225-25-5555

利用希望日の2か月前の1日から10日までを申し込み期間といたします。（1日が休日の場合は、最初の平日から）なお、10日以降もご相談は可能です。

（例：8月10日希望の場合、6月1日から6月10日までにお申し込みください。）

利用期間は、原則として7日以内です。

※病棟内で季節性の感染症等が蔓延している場合は、ご利用をお断りさせていただくことがあります。また、利用者本人が体調を崩した場合などは、ご利用できません。その際は窓口までご連絡をお願いします。

## 利用日・利用時間について

【入退所日時】 平日（10：00～15：00）

【入 所】 入退院受付で、障害福祉サービス受給者証、マイナンバーカードを提示のうえ受付を行います。受付後、スタッフと一緒に病棟にご案内いたします。

【退 所】 病棟での荷物確認などを行った後、入退院受付で、障害福祉サービス受給者証を再度ご提示いただきます。また、短期入所サービス提供実績記録票をご確認いただき、利用確認欄に署名をお願いします。

## 利用する時に準備するもの

- ・ 障害福祉サービス受給者証、マイナンバーカードまたは資格確認証、診察券
- ・ お薬
- ・ 経管栄養の方は、必要な用具、注入物
- ・ 衣類（汚染時の着替えも含めて多めにご用意ください。）  
※当院では、短期入所利用者の洗濯は行っておりません。
- ・ 日用品（紙オムツ、おしりふき、ティッシュ、歯ブラシ、コップ、スプーン、シャンプー、タオルなど普段の生活、食事、排せつ、入浴時に使用しているもの。）
- ・ その他日常使用している装具、車イス、CDプレーヤー、玩具など
- ・ 吸引器、エアーマット等使用されている方は、事前に確認させていただきますのでご相談ください。

※寝衣（浴衣型・甚平型・介護寝巻）やタオル類、日用品、オムツの有料のレンタルサービスがあります。別途、レンタルサービスの会社と契約が必要となり、ご利用料金は指定委託業者より請求となります。ご利用の場合は、病棟の担当者にお問い合わせください。

## ご利用までの流れ

### 1 ご相談・お問い合わせ

ご家族、相談支援事業所等より、医療型短期入所の利用について、ご相談ください。院内見学の日程調整を行います。

### 2 院内見学

短期入所中で主に利用する病棟、病室の様子を見学していただきます。その後、事前面談の時に必要になる書類について説明します。

### 3 事前面談

当院での受診歴の有無に係わらず、外来にて事前面談を受けていただきます。

総合受付で障害福祉サービス受給者証、マイナンバーカードまたは資格確認証を提示のうえ、診察申込書等をご記載ください。受付の後、診察室へご案内いたします。

(事前面談時の持ち物)

かかりつけ医からの紹介状、マイナンバーカードまたは資格確認証、障害福祉サービス受給者証、短期入所現況調査票、現在介護サービスをご利用の方はサービス計画書等をお持ちください。面談料は、3,300円です。

### 4 院内判定会議

担当医師や看護師などが事前面談の結果を踏まえ、短期入所の受入可否を決定します。

### 5 契約

短期入所の受入決定後、当院と利用契約を締結します。

最終利用年月日から1年間利用が無い場合は、再契約となります。その際、再度、事前面談を受けていただく場合があります。

(契約時の持ち物)

障害サービス受給者証、印鑑

### 6 体験利用

宿泊を伴う利用の前に、日帰りによる短期入所（平日のみ）を体験いただきます。

### 7 利用開始

日帰り短期入所体験後、宿泊を伴う短期入所の利用を開始します。

## ご利用いただくにあたってのお願い

入所中は、入院中の方と同じ病棟で過ごすこととなるため、病棟の生活リズムにあわせていただくことがございます。

短期入所期間中に体調不良等で治療が必要となった場合は、利用者のご家族等に連絡のうえ、かかりつけ医等にご相談頂く場合がございます。なお、当院で治療をする場合は、医療型短期入所の利用は終了となり、保険診療となります。その場合は、ご加入の健康保険による一部負担金が発生しますのでご了承ください。

## その他

ご不明な点などございましたら《各種お問い合わせ先》までご連絡ください。

# 石巻市立病院

〒986-0825

石巻市穀町15番1号

TEL : 0225 - 25 - 5555 (代表) FAX : 0225-25-5673

《各種お問い合わせ先》 平日8:30~17:00

短期入所のご予約、利用方法に関するお問い合わせ 【地域医療支援センター】

入所費用や契約内容に関するお問い合わせ 【医事課 短期入所担当】